相続法の改正②

倉重税務会計事務所

三浦　伸子

2019年3月29日

* 1. 単独で故人の預貯金引き出しを認める方策
     1. 改正の背景
     2. 遺産分割前の払戻し制度とは
  2. 遺言書作成のルールの緩和
     1. 改正の背景と施行時期
     2. 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度
  3. 生前贈与を受けた自宅は特別受益の対象外に(持ち戻し免除の意思表示の推定規定)
  4. 遺留分減殺請求の効力等の見直し
     1. 金銭債権化
  5. 相続の効力等に関する見直し

1. 単独で故人の預貯金の引き出しを認める方策
   1. 改正の背景

相続手続きについては原則、遺産分割協議が終了するまでは、預貯金を含む相続財産は相続人全員の共有財産となる。つまり、葬儀費用や残された家族の生活費などの緊急に必要となるお金についても、遺産分割が終了するまでは金融機関から引き出しができないという問題があった。



* 1. 遺産分割前の払戻し制度とは

そこで、相続発生後に生じていた相続人の資金不足を解消するために、相続法を改正し遺産分割協議が終わる前でも、金融機関から預貯金を引き出せる2つの「仮払い制度」が改正・創設された。



1. 遺言書作成のルールの緩和
   1. 改正の背景

遺言の方式として、公正証書遺言のほかに自筆証書遺言も多く利用されているが、財産が複数ある場合でもすべて自筆で記入しなければならいことや、作成された遺言の方式違背で無効となるリスクが大きいこと、安全な保管の難しさなどが利用の妨げになることがあった。これらの問題を解消するための制度が新設された。

* 1. 自筆証書遺言の方式緩和と保管制度

これまでは、自筆証書遺言については、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書することが必要だった(民法968-1)。この点につき、今回の改正によって遺言に財産目録を添付する場合については、その財産目録については自書する必要がなくなった(新法968-2)。ただし、この辞書でない部分については、遺言者は、すべてのページに署名し、押印をしなくてはならない(同項)。

また、自筆洋書遺言を確実に保管し、相続人がその存在を把握することができる仕組みが確立されていないことがあるとの指摘を受け、遺言の紛失、隠蔽、変造を可能な限り回避し、相続をめぐる紛争を防止するための制度として、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が新しく制定された。



1. 生前贈与を受けた自宅は特別受益の対象外に(持ち戻し免除の意思表示の推定規定)

これまで、被相続人が生前に配偶者に対して自宅を贈与していた場合、遺産分割の計算上は原則として「遺産分割の計算の対象に含める」ことになっており、その自宅以外の遺産分割を十分に受けられないため、配偶者にとっては不利な扱いと言えた。

改正後は、結婚して20年以上経つ夫婦間において、配偶者に自宅が贈与(または遺贈)された場合、その自宅は特別受益の対象外、つまり「遺産分割の計算の対象に含めない」ことになった。

1. 遺留分減殺請求の効力等の見直し
   1. 金銭債権化

これまで遺留分については、遺留分を求める請求(遺留分減殺請求権の行使)をした場合、財産そのもの＝現物で返還されることが原則とされてきた。この場合、不動産の所有権などで複雑な共有関係が生じてしまい、共有関係を解消するために、共有物の分割の手続き等を経なければならなかった。

改正後は、金銭債権に一元化され、請求者はより利用しやすく、その後の処理も簡便になったといえる。なお、遺留分減殺請求権は、その名称を遺留分侵害額請求権(新法1046)となった。

* 1. 遺留分侵害額の計算方法

旧法のもと、『被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額に、贈与した財産の価額を加え、債務の全額を控除して、遺留分の割合を乗じ、遺留分権利者それぞれの法定相続持分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはその価額を控除し、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算』して算定するものとしている。(民法1029,1030,1044,1028)

新法では、旧法上明記されていなかった遺留分額から遺留分権利者の取得する特別受益(表(イ))と相続によって得た財産(表(ウ))の減算と遺留分権利者の承継する債務の加算(表(エ))を明記し、算定方法が明文化された。



1. 相続の効力等に関する見直し

これまで相続人が不動産などの財産を取得してその登記をする前に、他の相続人がその不動産の売却契約を第三者と結んでしまったよう場合、その第三者に本来の所有権を主張するために必要な要件(対抗要件)は、財産の取得方法によって取り扱いが違っていた。

改正後は、財産の取得方法に関わらず、すべて登記や登録などの手続きが必要となる。これは、相続人が便利になる改正ではなく、相続財産を購入する第三者に配慮した内容である。

【出典】

東京弁護士会法友会. (2018). 新制度がこれ1冊でわかる　Q&A改正相続法の実務. ㈱ぎょうせい.

相続サポートセンター　https://support-sozoku.com/souzokuzei/amendment/

日本クレアス税理士法人　https://souzokubible.com/temporary-advance/

法務省　http://www.moj.go.jp/content/001278308.pdf